

3 - 3 . 環境ラベルの相互認証に係る調査

3 - 3 - 1 日中韓相互認証に係る調査

1) 日中韓環境ラベル相互認証の現状

日中韓 3 カ国は、日中韓環境大臣会合(TEMM)の下に設置された日中韓環境産業円卓会議(RTM)のもと、2005 年から日本のエコマーク、中国・環境ラベル及び韓国・環境ラベル制度との間で基準の共通化とともに相互認証の実施に向けた検討を継続し、これまで毎年 1 回を目安に日中韓環境ラベル実務者会議を開催してきた。

2007 年に日中韓 3 カ国で初めての共通基準「パーソナルコンピュータ(PC)」が合意されて以降、2012 年の「複合機(プリンタ・複写機)」を皮切りに 2018 年の「シュレッダー」まで、毎年、共通基準に関する合意書が締結され、共通基準は 9 分野 10 品目に拡大している。また、2012 年には「日中韓環境ラベル間における MRA ベース認証手順に関する合意書」及び「日中韓の相互認証の運用に係わる規則」が締結され、これにより相互認証の実施方法が定まり、日中韓 3 カ国の相互認証が開始された(現在の対象カテゴリは表 3-3-1 の通り)。これまで日韓間においては、この相互認証の仕組みを利用して日本から韓国・環境ラベルを取得した実績が 511 件(2020 年 1 月 31 日時点)になり、着実に活用実績が増加している。また、令和元年度(2019 年度)は、日中間においても、この相互認証の仕組みを利用して、日本から中国・環境ラベルを取得した実績が 1 件誕生した。

令和元年度(2019 年度)は、2019 年 3 月の日中韓環境ラベル実務者会議(日本・東京)(以下「実務者会議」という。)において共通基準項目が合意された「家具」について、同 11 月の第 5 回日中韓環境ビジネス円卓会議(TREB、日本・北九州)で共通基準の合意書資料編 3-3-1 を締結した。次に共通基準化を行う対象として選定された「印刷インキ」については、2020 年 6 月に開催される実務者会議(韓国・ソウル)で協議する予定となっている。

表 3-3-1. 日中韓 3 カ国で共通基準を設定している商品カテゴリ

対象商品カテゴリ [共通基準名]	対応する各国の基準			状況
	日本	中国	韓国	
パーソナルコンピュータ(PC) [CJK-01-2007(B)]	No.119 Ver.2	HJ2536-2014	EL144、 EL145、 EL147	各国基準が数度改定されていることから、2015 年 4 月に共通基準項目の再設定を実施し、覚書を取り交わした。
複合機(MFD)	プリンタ [CJK-02-2009(C)]	No.155 Ver.1	HJ2512-2012	各国基準が数度改定されていることから、2015 年 4 月に共通基準項目の再設定を実施し、覚書を取り交わした。
	複写機 [CJK-03-2009(B)]	No.155 Ver.1	HJ424-2017	各国基準が数度改定されていることから、2018 年 6 月に共通基準項目の再設定を実施し、覚書を取り交わした。
DVD 機器 [CJK-04-2013(A)]	No.149 Ver.2	HJ2511-2012	EL432	2013 年 10 月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
テレビ [CJK-05-2014(A)]	No.152 Ver.2	HJ2506-2011	EL431	2014 年 11 月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
プロジェクタ [CJK-06-2015(A)]	No.145 Ver.1	HJ2516-2012	EL146	2015 年 4 月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。

対象商品カテゴリ [共通基準名]	対応する各国の基準			状況
	日本	中国	韓国	
塗料 [CJK-07-2016(A)]	No.126 Ver.2	HJ2537-2014	EL241	2016年4月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
文具 [CJK-08-2016(A)]	No.112 Ver.2	HJ572- 2010	EL108	2016年4月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
繊維製品 [CJK-09-2017(A)]	No.103 Ver.3 等	HJ2546-2016	EL311	2016年3月に共通基準を作成するカテゴリに選定され、2017年8月に共通基準の合意書が締結された。
シュレッダー [CJK-10-2018(A)]	No.161 Ver.1	HJ2509-2012	EL150	2017年3月に共通基準を作成するカテゴリに選定され、2018年6月に共通基準の合意書が締結された。
家具 [CJK-11-2019(A)]	No.130 Ver.2	HJ2547-2016	EL172	2018年4月に共通基準を作成するカテゴリに選定され、2019年11月に共通基準の合意書が締結された。
印刷インキ	No.102 Ver.2	HJ2542-2016 HJ 371-2018	EL602	2019年3月に共通基準を作成するカテゴリに選定された。

本業務においては、2019年11月に開催された TREB(日本・北九州)の会議内容を報告する。

2) 第5回日中韓環境ビジネス円卓会議

(1) 開催概要

日時	2019年11月21日(木)～24日(日)
場所	日本・北九州市
会場	(TREB) 北九州国際会議場 (TEMM) リーガロイヤルホテル小倉
主催	日本 環境省
出席者	<p>日本代表団:17人 <u>後藤 敏彦</u> 特定非営利活動法人サステナビリティ日本フォーラム代表理事 <u>菅生 直美</u> 環境省 大臣官房 環境経済課 課長補佐 <u>山本 晃嗣</u> 環境省 大臣官房 環境経済課 環境専門調査員 <u>山縣 秀則</u> 公益財団法人日本環境協会 常務理事 <u>漣 友行</u> 公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局技術専門課長 他シャボン玉せっけん(株)、楽しい(株)、(株)滋賀銀行、(株)カネカ、北九州市</p> <p>中国代表団: 10人 <u>Ms. LIU Ting</u>, Section Chief, Foreign Environmental Cooperation Center, Ministry of Ecology and Environment (FECO), Technology Cooperation <u>Ms. LI Xuanjin</u>, Programme Officer, Foreign Environmental Cooperation Center, Ministry of Ecology and Environment (FECO), Technology Cooperation <u>Mr. LI Lihua</u>, Executive Deputy Director, China Environmental United Certification Center (CEC) 他企業</p> <p>韓国代表団: 7人 <u>Ph.Doo Hwan Kim</u>, Technical Adviser, Kyunghwa Engineering Co.,Ltd.</p>

	<p>Ms. Suin Yang, Deputy Director, Environmental Industry and Economy Division Environmental Economy Policy Bureau, MOE</p> <p>Ms. Choi Jina, Manager, Overseas Project Support Dept, Korea Environmental Industry Association(KEIA) 他企業</p>
議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・環境ラベルの進展に関する報告 ・調印式典

(2) 議事次第(第4セッション) <11月22日(金)>

セッション4: 環境ラベル	
12:00-12:30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境ラベルの進捗に関する報告 日本: 公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局基準・認証課 技術専門課長 漣 友行 ・ 調印式 日本: 公益財団法人日本環境協会 常務理事 山縣 秀則 中国: Mr. LI Lihua, Executive Deputy Director, China Environmental United Certification Center (CEC) 韓国: Ms. Suin Yang, Deputy Director, Environmental Industry and Economy Division Environmental Economy Policy Bureau, MOE

(3) 議事概要

環境ラベルの進展に関する報告

日中韓3カ国の環境ラベルの動向に関して紹介し、日中韓環境ラベル間の共通基準化の協議状況を説明した。主な内容は以下の通りである。

<p>【中国の環境ラベルの動向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品カテゴリ数(基準数) : 101(2019年10月末現在) ・ 認定数 : 8,771
<p>【韓国の環境ラベルの動向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品カテゴリ数(基準数) : 165(2019年10月末現在) ・ 認定商品数 : 15,895
<p>【日中韓環境ラベル間の共通基準化の協議状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の共通基準策定品目 : 「印刷インキ」 ・ 相互認証を活用した商品の実績拡大に向けた検討を実施していく。

調印式典

「家具」の共通基準の合意書を締結した。



日中韓環境ビジネス円卓会議の様子(2019年11月、北九州国際会議場)











「家具」の共通基準の合意書締結式(2019年11月、同上)

3-3-2 その他の海外ラベルとの相互認証に関する調査

本項では、日本のエコマークが相互認証協定(MRA)を締結している海外のタイプ I 環境ラベル機関との相互認証について、最新の実施状況を整理した(表 3-3-2.)。2020年3月時点で、エコマークが相互認証協定を締結している環境ラベル機関は以下の10機関である。

表 3-3-2. 相互認証協定を締結している海外の環境ラベル機関

ロゴマーク				
国・地域	北欧5カ国	韓国	中国	ニュージーランド
ラベル名	ノルディック スワン	韓国・環境ラベル	中国・環境ラベル	ニュージーランド・環境チョイス
ラベル機関 (運営機関)	北欧エコラベル 委員会	韓国環境産業技術院(KEITI)	中環連合(北京)認証 センター有限公司 (CEC)	ニュージーランド エコラベリング トラスト (NZET)
対象商品 カテゴリ	複写機、プリンタ	PC、MFD(複写機、 プリンタ)、DVD機器、 テレビ、プロジェクタ、 塗料、文具、繊維製品、 シュレッダー、家具	PC、MFD(複写機、 プリンタ)、DVD機器、 テレビ、プロジェクタ、 塗料、文具、繊維製品、 スキャナ、シュレッダー、 デジタル印刷機、家具	複写機、プリンタ
開始時期	2002年	2010年	2012年	2004年
活用実績	あり	あり	なし	あり

ロゴマーク				
国・地域	タイ	台湾	カナダ(北米)	ドイツ
ラベル名	グリーンラベル	グリーンマーク	エコロゴ	ブルーエンジェル
ラベル機関 (運営機関)	タイ環境研究所 (TEI)	環境開発財団 (EDF)	UL Environment, Inc.	連邦環境・自然保護・ 建設・原子力安全省(BMUB)、 連邦環境庁(UBA)、品質 保証・表示協会(RAL gGmbH)、環境ラベル 審査会(Jury)
対象商品 カテゴリ	複写機、プリンタ、 プロジェクタ	-	-	複写機、プリンタ
基本協定締結時期	2004年	2003年	2014年	2014年
開始時期	2014年	-	-	2015年
活用実績	あり	なし	なし	あり

ロゴマーク		
国・地域	香港	シンガポール
ラベル名	グリーンラベル	グリーンラベル
ラベル機関 (運営機関)	グリーン協議会 (GC)	シンガポール環境 協議会(SEC)
対象商品カテ ゴリ	-	-
基本協定 締結時期	2015年	2015年
活用実績	なし	なし

1) 北欧5カ国「ノルディックスワン」

北欧5カ国(アイスランド共和国、スウェーデン王国、デンマーク王国、ノルウェー王国、フィンランド共和国)の環境ラベル「ノルディックスワン」(運営：北欧エコラベル委員会)では、現在、60の基準(200以上の商品カテゴリ)において、25,000以上の製品及びサービス(ライセンス数：約 2,200、企業数：約 1,600社)が認定を受けている(2020年2月時点)。



(1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況及び活用実績

2002年にエコマークを運営する(公財)日本環境協会と北欧5カ国による北欧エコラベリング委員会は、環境ラベル認証基準の部分相互認証契約「Agreement between Japan Environment Association and the Nordic Ecolabelling Board」を締結している。それ以降、この制度を活用し、ノルディックスワンの複写機・プリンタ基準「Imaging equipment Version 5.4」において相互認証を実施し、2010年から2014年3月までに62機種について事業者からの依頼を受け、(公財)日本環境協会は相互認証用の「エコマーク認定確認書(英文)」を発行した。現地法人がノルディックスワンに申請する際、この証明書類を提出することにより、共通基準項目の審査が省略できる。当初は、着実に相互認証制度が利用されており、審査期間が短縮されるなどの効果が確認されていた。

しかしながら、2013年6月にドイツ・ブルーエンジェル RAL-UZ171基準をもとに策定されたノルディックスワン「Imaging equipment Version 6.0」の新基準が発効し、従来の基準には明記されていたエコマークとの共通基準が削除されたため、2014年4月以降のエコマークとの相互認証は実質的に停止していた。

そこで、エコマークの複写機・プリンタ基準も、RAL-UZ171を参考に見直しを実施し、2014年5月にエコマーク商品類型 No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version 1」基準を制定するとともに、ノルディックスワンの実務担当者との共通基準の再設定の議論を進めた結果、2015年2月にノルディックスワン「画像機器」基準が Version 6.2 に改定された。これにより、同日からエコマークとノルディックスワンの相互認証の受付が再開された。

現在のノルディックスワン基準の最新バージョンは Version 6.6(ブルーエンジェル DE-UZ205に対応するバージョン)である。引き続き相互認証のスキームは継続されているものの、共通基準項目が再設定された2015年以降、相互認証の活用実績は出ていない。製造事業者によると、欧州で販売するモデルと日本モデルの製品ラインナップの相違や、日本よりも先に欧州で製品を発売するケースがあるなどの要因により、相互認証が利用できない事情もあるとのことである。

(2) ノルディックスワンの最新動向

ノルディックスワンの令和元年度(2019年度)の動きとしては、「使い捨て医療器具」「液体で損傷した電子機器のクリーニング」の新基準策定を行っているほか、「家具」「屋外用家具及び遊具」については、2020年4月までの期間で改定案(新バージョン)の意見募集が実施されている。

また現在改定中の基準としては、「衣料用洗剤・しみ抜き剤」「コピー用紙及び印刷用紙(及び紙の基本モジュール)」、「自動車、ボート、列車のケア製品」があり、これらの改定作業にあたっては、ウェブサイトからコンタクトできるほか、公聴会やウェビナーも開催されている。

2) 大韓民国「韓国・環境ラベル」

韓国の環境ラベルである「韓国・環境ラベル」は、韓国環境部所管の準政府機関である韓国環境産業技術院(KEITI)によって運営されている。2020年1月31日時点で160製品及び5サービスに対して基準が設定されており、16,432製品(4,241社)が認定を受けている。



(1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況及び活用実績

エコマークと韓国・環境ラベルとの相互認証の活用状況については、エコマーク認定製品であり、相互認証の申請方法に基づいて韓国現地法人を通じて韓国・環境ラベルを取得した機種が2020年1月末時点で511機種にのぼる。

日韓の相互認証に関しては、日中韓環境産業円卓会議(RTM)のもと、2005年から協議を開始し、2007年に「日中韓環境ラベル間における基本合意書」を締結した。2012年には相互認証の実施方法のルールを規定する「日中韓環境ラベル間におけるMRAベース認証手順に関する合意書」及び「日中韓の相互認証の運用に係わる規則」を締結し、日韓の相互認証が開始された。

現時点まで、日韓の相互認証の活用実績としては、複写機、プリンタなどの複合機がほとんどを占めているが、この過程において様々な課題を解決してきた。

エコマークでは、2014年5月にブルーエンジェルRAL-UZ171に対応するNo.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」基準を制定したが、その際には韓国側が未対応であったため、エコマークのNo.155基準に対応する共通基準が設定されない期間が生じ、No.155基準で認定を受けた製品を韓国・環境ラベルに申請した場合、相互認証が活用できずに審査が停止するケースが発生していた。そこで2014年12月に日韓の実務担当者で協議を行い、2015年1月からは、エコマークを運営する(公財)日本環境協会から相互認証用の「エコマーク認定確認書」を新たに発行し、その認定確認書には、「No.155基準は、旧No.117「複写機 Version2」またはNo.122「プリンタ Version2」の基準を満たす」と記載することで、No.155の認定製品でも暫定的に従来の相互認証の手続きを利用できるようにした。また、これまでこの認定確認書を発行していなかったために、同一機種において日本で認定を受けた機種名と韓国で申請する機種名が異なる場合、韓国側での審査に時間がかかるケースや相互認証が活用できなかったケースがあったため、認定確認書にはその対応関係を記載することとした。なお、2015年から続いた暫定的な運用も2018年6月に「複合機(複写機)」の共通基準改定の覚書が締結されたために終了した。その後も韓国側の認証業務の実務担当者と打合せを適宜実施し、相互認証手続きで生じる細かな課題等に関して意見交換を行い、円滑な相互認証の進展に努めている。

令和元年度(2019年度)については、3-3-1項で報告した通り、引き続き日中韓の環境ラ

ベル間で相互認証の協議を継続している。

相互認証の活用実績としては、2019年2月以降、(公財)日本環境協会は、韓国に申請する70機種(韓国申請機種)の複写機・プリンタに対して相互認証用の「エコマーク認定確認書」を発行し、これまでに62機種が認定を受けている(2020年1月31日時点、累計511機種)。現時点において、相互認証を活用する事業者からは、確認書の発行により共通基準項目に関して一切書類を要求されることがなくなり、非常に利便性が上がっているとの声が寄せられており、今後も着実に相互認証の利用が進むものと思われる。

(2) 韓国・環境ラベルの最新動向

韓国・環境ラベルの最新情報としては、基準策定・改定を予定している商品カテゴリは、表 3-3-3.の通りとなっている。

表 3-3-3. 韓国・環境ラベルの基準策定 / 見直し一覧

No.	基準番号	商品カテゴリ名	
基準策定中の商品カテゴリ (4)			
1		Cloth Dryers	衣類乾燥機
2		Water Play Supplies	水遊び装置
3		Container for Cosmetic Products	化粧品容器
4		Facility using solar cell	太陽電池使用設備
基準改定中の商品カテゴリ (25)			
1	EL210	LED Lighting Luminaire	LED 照明器具
2	EL509	Windshield Washers for Automobiles	自動車用ウインドウウォッシャー液
3	EL501	Tires for Passenger Cars	乗用自動車用タイヤ
4	EL321	Toilet Paper	トイレトペーパー

3) 中華人民共和国「中国・環境ラベル」

中国のタイプ 環境ラベル「中国・環境ラベル」は、生態環境部から権限を与えられた中環連合(北京)認証センター有限公司(CEC)によって運営されている。2019年12月末時点で101の製品カテゴリの基準が設定されており、9,075ライセンス(3,778社)が認定を受けている。



(1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況及び活用実績

日中の相互認証に関しては、日中韓環境産業円卓会議(RTM)のもと、2005年から協議を開始した。2007年に「日中韓環境ラベル間における基本合意書」を締結し、2012年に「日中韓環境ラベル間におけるMRAベース認証手順に関する合意書」及び「日中韓の相互認証の運用に係わる規則」が締結され、これにより相互認証の実施方法のフレームが定められた。日中韓の共通基準の合意書については、3-3-1項で報告したとおりであるが、日中2カ国間では、2017年10月に「スキャナ」の共通基準に係る合意書を締結している。また令和元年度(2019年度)は、日中間で2品目目となる「デジタル印刷機」の共通基準設定の協議が2019年8月の日中環境ラベル実務者会議で行われ、同10月の世界エコラベリング・ネットワークの年次総会(中国・蘇州)の会期中に共通基準の合意書が締結された。

相互認証の運用については、基礎的なフレームは前述のとおり整っていたが、日中間で

は2013年7月に認証機関であるCECの実務担当者と相互認証の実務面での協議を行い、認証手続きに関する合意形成ができたため、2014年度に日中間で相互認証の実現に向けた試験運用を行うことで合意し、活用事業者を募集したが、事業者から試験運用の協力は得られなかった。その後、2015年4月に日中韓でMFDのプリンタの共通基準が再設定されたことを受けて、再度試験運用を開始した。国内の事業者の協力により、2015年7月に初めて相互認証用の証明書類である「エコマーク認定確認書」を(公財)日本環境協会から事業者へ1件発行した。事業者はこれを用いてCECに中国・環境ラベルの取得申請を行ったが、CEC側で「エコマーク認定確認書」が受理されず、相互認証を使用しない通常の審査となってしまった。

そのため、(公財)日本環境協会では、2016年3月の日中韓環境ラベル実務者会議において、この不受理の理由を中国に確認するとともに、今後「エコマーク認定確認書」が適正に受理され、相互認証の手順が履行されるように中国側と手続を確認した。

令和元年度(2019年度)は、前述の日中の「デジタル印刷機」共通基準において、エコマーク認定の1機種が相互認証を活用して初めて中国・環境ラベルが認証され、2019年10月のGENの年次総会(中国・蘇州)の会期中に認定授与式が行われた。



「デジタル印刷機」の共通基準の合意書締結式及び相互認証活用商品の認定授与式
(2019年10月、中国・蘇州)

(2) 中国・環境ラベルの最新動向

中国・環境ラベルの最新情報としては、基準策定・改定を予定している商品カテゴリは、下表 3-3-4 の通りである。基準策定中の5分野については、2019年9月と12月に生態環境部から1カ月間のパブリックコメントが実施されている。

表 3-3-4. 中国・環境ラベルの基準策定/見直し一覧

基準番号	商品カテゴリ名	
基準策定中の商品カテゴリ(5)		
	Laundry service	洗濯サービス
	Non-sewered sanitation (NSS) systems	循環型無水トイレシステム
	Small household appliances	小型家庭用電気器具
	Reclaimed rubber and finishing products	再生ゴム及びその使用製品
	Pen	ペン(文具)
改定作業中の商品カテゴリ(2)		
HJ/T296-2006	Sanitary wares	衛生器具
HJ/T297-2006	Ceramics tiles	セラミックタイル

4) ニュージーランド「環境チョイス」

ニュージーランド・エコラベリング・トラスト(NZET)が運営している「ニュージーランド・環境チョイス」では、現在、38の製品カテゴリにおいて、1,482の製品及びサービス(企業数:52社)が認定を受けている(2020年2月時点)。



(1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況及び活用実績

日本とニュージーランドの間では2005年に「Mutual Recognition Agreement Environmental Choice New Zealand Japan Eco Mark Programs」と「Agreement between Japan Environment Association and The New Zealand Ecolabelling Trust」の2種類の合意書を締結しており、複写機・プリンタに関して相互認証を行っている。NZETによると、2020年2月現在の複写機・プリンタの認定製品293製品(5社)は全て日本のエコマーク認定製品であり、エコマークとの相互認証(共通基準の審査を省略)を活用して認定されたとしている。エコマーク認定品であれば、環境チョイスの基準にも適合するため、令和元年度(2019年度)においても、手続き面で障害となる事項は発生していない。

(2) ニュージーランド・環境チョイスの最新動向

ニュージーランド・環境チョイスの令和元年度(2019年度)の動きとしては、EC-06-19「再生プラスチック製品」及びEC-42-19「ポルトランドセメント及び混合セメント」の基準改定が完了したほか、EC-58-19「洗剤及び清掃製品」及びEC-59-19「建設・解体工事の廃棄物処理サービス」の基準が新たに策定された。また、EC-29-16「トイレタリー製品」の基準改定案が公開中であり、2020年4月17日まで意見を募集している。

5) タイ王国「グリーンラベル」

タイでは、タイ環境研究所(TEI)が運営している「タイ・グリーンラベル」がある。2020年1月末時点で、125ある商品カテゴリのうち33の商品カテゴリにおいて、674の製品及びサービス(企業数:95社)が認定を受けている。



TEIが運営するタイプI環境ラベルであるタイ・グリーンラベルは、東南アジア地域の他国と比較しても、基準数や認定製品数が多く、最も成功しているラベルである。タイの公共調達においてもグリーンラベルの取得が有利に働くため、多くの日系事業者が複写機、プリンタなどで認定を取得しているが、審査が長期間かかることや審査関係の証明等への対応から、相互認証を要望する声が多かった。

(1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況

日本とタイ間では、2004年に相互認証基本協定である「Mutual Recognition Agreement Japan Eco Mark and Thailand Green Label」を締結し、2014年5月にタイ・ノンタブリーで行われた会議においては、相互認証の実施に向けた手順(フロー)の合意及

びエコマーク No.155 基準に対応する共通基準項目が設定され(「プリンタ」共通基準項目 25、「複写機」共通基準項目 28)、同年 9 月に運用規則に関する合意書を締結し、正式に相互認証の運用が開始された。

その後、2015 年にタイ側が「Printer」及び「Photocopiers」基準を改定し、日本側もエコマーク No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」基準を 2016 年 4 月、7 月にそれぞれ部分的な改定を実施したことから、2016 年 9 月には、「エコマークとタイ・グリーンラベル間の「複写機・プリンタなどの画像機器」の共通基準の改定に係る覚書(MOU: Memorandum of Understanding)」が締結された。

なお、ドイツ・ブルーエンジェル RAL-UZ205 (現在は DE-UZ205 と改称)基準が 2017 年 1 月に制定されたことを受け、日本では 2018 年 1 月に部分改定を実施し、No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1.3」となった。これを受けて、2017 年 8 月の日本・エコマークとタイ・グリーンラベルとの相互認証協議では、変更部分に関する運用方法を確認した(RoHS 指令のフタル酸エステル類追加の適用時期、騒音基準など)。

省エネ基準については、両機関ともに国際エネルギースタープログラムを引用しているが、Version3.0 が北米で 2019 年 10 月 11 日に発効され、日本では 2020 年 3 月までに発効予定のため、日本・エコマーク No.155 基準は 2020 年 3 月 1 日付けで部分改定を実施している(Version1.4)。

2020 年 1 月末に TEI の担当者にヒアリングを実施したところ、2020 年の上半期を目途に、複写機及びプリンタ基準を改定する予定であるとの情報を得た。これまで複写機とプリンタはそれぞれで基準が策定されていたが、それらの基準を統一し、内容を DE-UZ205 に合わせるとともに、国際エネルギースタープログラム Version3.0 についても反映されることとなる。また、有害物質や騒音基準等の不整合箇所も解消される見込みである。タイの相互認証は、エコマークの相互認証用確認書ベースで活用機種が 100 機種を超え、最も活用されている相互認証の一つである。出来る限り、早い段階で共通基準の再設定ができるよう相互認証協議を引き続き推進していく。

現在の共通基準項目の設定において対応する両国の基準は下表 3-3-5. のとおりである。

表 3-3-5. 対応する両国の基準(2020 年 2 月末現在)

対象カテゴリ	日本	タイ
複写機	No.155「複写機、プリンタなどの画像機器 Version1」	TGL-27-R4-15「Photocopiers」
プリンタ	No.155「複写機、プリンタなどの画像機器 Version1」	TGL-37-R2-15「Printer」

「画像機器」以外の相互認証に関する動きとしては、2017 年 10 月に世界エコラベリング・ネットワークの年次総会(スウェーデン・ストックホルム)において、「プロジェクト」の共通基準に関する合意書を締結し、「プロジェクト」の相互認証が開始された。ただし、タイでは 2017 年 9 月に改定された「TGL-81-R1-17 Digital Projectors」が最新バージョンとなっており、共通基準項目の設定についてはこれをベースに行われている。一方、エコマークでは最新の市場動向や環境規制などを踏まえて Version1 基準を見直し、No.145「プロジェクト Version2」認定基準を 2017 年 8 月に制定している。当面は、エコマーク基準 No.145「プロジェクト Version1」との相互認証を進めるが、将来的に No.145「プロ

「プロジェクト Verion2」での共通基準化を見据えて、今後も情報交換を継続し、必要に応じて共通基準の改定を協議していく。

現在の共通基準項目の設定において対応する両国の基準は下表 3-3-6.のとおりである。

表 3-3-6. 対応する両国の基準(2020 年 2 月末現在)

対象カテゴリ	日本	タイ
プロジェクト	No.145「プロジェクト Verion1」	TGL-81-R1-17「Digital Projectors」

運用面の協議としては、これまで事業者の要望が多かった部分に関する調整を続けている。具体的には、2018 年 8 月に同一構造機器(同一シリーズ機)でエコマークを取得しているが、一部機器で取得していないケース(例えば、ipm が異なる機器)でも相互認証を活用することに合意し、2018 年 9 月 20 日より、画像機器に関するタイとの相互認証において新たな運用を開始した。派生機を申請する場合は、消費電力(Energy Star)、有害物質の放散、騒音の 3 つの基準項目を満たす試験結果の提出が求められる。2018 年 10 月以降に同一シリーズの派生機として相互認証の実績が誕生しており、今後も更なる利便性が得られるよう関係機関と協議を続ける。

(2) 日本・タイ間の相互認証の活用実績

複写機・プリンタなどの画像機器では、これまでにタイ・グリーンラベルとの相互認証の活用を希望する日本の事業者に対して、タイに申請する合計 129 機種について、相互認証用の「エコマーク認定確認書」を発行した。そのうち、2019 年 12 月末時点で 97 機種については相互認証を活用してグリーンラベルの認定を取得したことが確認できている。前述の通り、派生機についても相互認証が活用できることとなったため、相互認証の申請件数が増えている。事業者からは、現地法人による申請段階において相互認証を活用することで共通基準項目に関して追加で要求される書類がなく、資料準備に係る工数がこれまでの半分程度に抑えられる、派生機に関して別途証明する内容が減り負荷軽減になったとの評価を得ている。なお、プロジェクトについてはまだ実績が出ていない。

(3) タイ・グリーンラベルの最新動向

2020 年 1 月末時点で 125 の商品カテゴリがあり、基準数が 2015 年比で 28 基準増加している。2019 年中に新しく策定された基準は TGL-8/2-19「衛生用紙」、TGL-122-19「光ファイバーケーブル」の 2 つであった。2020 年 1 月末に TEI の担当者に確認したところ、現在改定中の基準が 4 つ、改定予定の基準が 2 つ、現在開発中の基準はなく、開発予定の基準が 1 つであった(表 3-3-7.)。

表 3-3-7. タイ・グリーンラベルの基準策定 / 見直し一覧

No	商品カテゴリ		
現在改定中の基準			
1	TGL-44-12	Compostable plastics products	生分解性プラスチック製品
2	TGL-37-R2-15 TGL-27-R4-15	Printers and Copiers	プリンタと複写機
3	TGL-102-15	Automobile Service	自動車サービス

No	商品カテゴリ		
4	TGL-14-R1-11	Fiber glass Insulator	断熱材
改定予定の基準			
1	TGL-4-R4-14	Paint	塗料
2	TGL-117-16	Transformer	変圧器
現在開発中の基準			
1	-	-	-
開発予定の基準			
1	-	Steel bar and other construction materials	棒鋼及び他の建設資材

6) 台湾「グリーンマーク」

台湾のタイプ I 環境ラベルとしては、環境開発財団(EDF)が運営している「グリーンマーク」がある。現在、164 の商品カテゴリ(有効 129、廃止 35)において、累計 17,040 製品またはサービス(有効：4,590、ライセンス数：364)が認定を受けている(2020 年 2 月時点)。



(1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況

平成 25 年度の本業務で実施した国内事業者向けのニーズ調査によると、台湾・グリーンマークの取得が現地の公共調達で求められるため、グリーンマークとの相互認証を希望する国内事業者が多いとの結果がでている。

エコマークとグリーンマークは、2003 年に相互認証基本協定「Mutual Recognition Agreement Eco Mark and Green Mark Programs」を締結しているが、現時点において相互認証の運用は進んでいない。

2014 年 10 月(台湾・台北)に行われた相互認証の協議では、対象カテゴリとして「画像機器」の共通基準を策定すること、及びエコマークが他の環境ラベル機関との間で採用している共通基準項目を設ける相互認証スキームを用いることで合意した。2015 年 7 月(日本・東京)、10 月(香港)の協議では、画像機器の共通基準設定及び運用規則の内容について議論し、環境法規順守の証明に関して協議を行ったが、妥結に至らずに検討を続けることとなった。2016 年 5 月(日本・東京)の協議では、環境法規順守の運用に関して一定の方向性をつけられたため、台湾行政院環境保護署(EPA)に承認を得るステップに進むこととなった。その後も 2016 年 9 月(日本・東京)、10 月(ウクライナ)において、その他の内容をさらに詰めるために台湾の担当者と協議を重ねたが、後日、環境法規順守に関しての提案については EPA で受託されなかったとの回答が台湾側からあった。また、グリーンマーク基準は、数世代前のブルーエンジェル基準を独自にアレンジした基準となっているほか、RoHS 指令の対象物質においても閾値を極端に厳しくするなど、エコマーク No.155「複写機・プリンタなどの画像機器」基準との隔たりが大きい状況にある。

その後、グリーンマーク認定製品は、申請時に提出する証明書類等を基に製品の環境パフォーマンス評価を実施するという変更がなされており、相互認証を活用する際の情報提供のあり方についても合意が得られないまま、協議は膠着状態になっており、再開の見込みは立っていない。

(2) 台湾・グリーンマークの最新動向

2019年1月以降のグリーンマーク基準の制・改定状況は下表 3-3-8. の通りである。2020年度に策定中または新たに基準を策定する予定はないが、「オートバイ」、「乗用車用タイヤ」、「プリンタ」、「画像出力装置」、「インクカートリッジ」、「再生トナーカートリッジ」の基準を改定予定としている。

表 3-3-8. 台湾・グリーンマークの基準策定/改定/廃止一覧

No.	分類	商品カテゴリ名		公告日時	状況
2	A-01	辦公室用紙	オフィス用紙	2019年2月13日	改定
17	M-01	電腦主機	ホストコンピュータ	2019年10月5日	改定
18	M-02	顯示器	モニター	2019年10月5日	改定
19	M-07	列印機	プリンタ	2020年2月10日	改定
22	J-01	省電燈泡及燈管	省エネ電球及び蛍光管	2019年2月13日	改定
27	I-02	兩段式省水馬桶	二段節水トイレ	2019年6月28日	改定
28	K-03	電冰箱	冷蔵庫	2019年2月13日	改定
29	K-04	冷氣機	エアコン	2019年2月13日	改定
38	J-02	螢光燈啟動器	蛍光スターター	2019年2月13日	改定
46	M-05	電腦滑鼠	コンピュータのマウス	2019年2月13日	改定
47	M-06	電腦鍵盤	コンピュータのキーボード	2019年2月13日	改定
50	N-14	回收再利用碳粉匣	再生トナーカートリッジ	2020年2月10日	改定
52	K-07	家用微波爐	家庭用電子レンジ	2019年2月13日	改定
59	M-08	筆記型電腦	ノートパソコン	2019年10月5日	改定
60	K-08	電視機	テレビ	2019年2月13日	改定
66	M-09	桌上型個人電腦	デスクトップパソコン	2019年10月5日	改定
68	L-06	肌膚毛髮清潔劑	スキンヘア用品	2019年2月13日	改定
69	K-10	手持式頭髮吹風機	手持ち式ドライヤー	2019年2月13日	改定
70	K-11	電熱式衣物烘乾機	電気衣類乾燥機	2019年2月13日	改定
74	M-10	原生碳粉匣	新品トナーカートリッジ	2019年7月2日	改定
75	B-02	乾式變壓器	乾式変圧器	2019年2月13日	改定
78	M-11	影像輸出裝置	画像出力装置	2020年2月10日	改定
81	K-13	電風扇	扇風機	2019年2月13日	改定
82	M-13	可攜式投影機	ポータブルプロジェクター	2019年2月13日	改定
87	J-05	開飲機	ドリンクマシン	2019年2月13日	改定
88	M-15	掃描器	スキャナー	2019年2月13日	改定
91	J-06	飲水供應機	飲料水供給機	2019年2月13日	改定
99	A-09	數位複印機	デジタル複写機	2019年2月13日	改定
100	B-05	配電用變壓器	配電用変圧器	2019年2月13日	改定
107	J-08	出口標示燈及避難方向指示燈	出口標識及び避難指示標識	2019年2月13日	改定
110	C-13	機車	機関車	2020年2月10日	改定
112	M-18	墨水匣	インクカートリッジ	2020年2月10日	改定
114	A-11	紙製膠帶	紙テープ	2019年2月13日	改定
116	H-10	活動隔牆	可動パーティション	2019年2月13日	改定
121	G-06	清潔服務業	清掃サービス	2019年2月13日	改定

No.	分類	商品カテゴリ名		公告日時	状況
123	G-08	洗車サービス	洗車サービス	2019年2月13日	改定
124	K-17	空気清浄機	空気清浄機	2019年2月13日	改定
127	J-10	烘手機	ハンドドライヤー	2019年2月13日	改定
131	C-17	抽油煙機	レンジフード	2019年2月13日	改定
132	H-11	空気源式熱泵熱水器	空気熱源ヒートポンプ給湯器	2019年2月13日	改定
134	N-12	生質柴油	バイオディーゼル	2019年2月13日	改定
136	C-19	地毯	じゅうたん	2019年2月13日	改定
137	A-12	辦公室用桌	オフィステーブル	2019年2月13日	改定
138	A-14	辦公室用椅	オフィスチェア	2019年2月13日	改定
139	H-12	黏著剤	接着剤	2019年2月13日	改定
140	M-19	外接式硬碟	外付けハードディスクドライブ	2019年2月13日	改定
141	M-20	不斷電系統	UPS システム	2019年2月13日	改定
145	K-19	電烤箱	電気オーブン	2019年2月13日	改定
146	A-15	電動碎紙機	電動ペーパーシュレッダー	2019年2月13日	改定
147	K-20	電咖啡機	コーヒーマーカー	2019年2月13日	改定
148	H-13	門窗	ドア及び窓	2019年2月13日	改定
150	K-21	吸塵器	掃除機	2019年2月13日	改定
152	J-14	充電器	充電器	2019年2月13日	改定
153	J-15	発光二極體(LED)顯示板	発光ダイオード(LED)ディスプレイボード	2019年2月13日	改定
154	B-06	低電壓匯流排	低電圧バス	2019年2月13日	改定
155	K-22	家用洗碗機	家庭用食器洗浄機	2019年2月13日	改定
159	C-22	空氣濾網	エアフィルター	2019年2月13日	改定
161	I-05	蓮蓬頭	シャワーヘッド	2019年2月13日	改定
163	C-25	拖把(組)	モップ(組)	2019年2月13日	改定

7) 北米「エコロゴ」

エコロゴは、UL(UNDER WRITERS' LABORATORIES INC.)によって運営されており、2020年1月末時点で86の商品カテゴリがあり、そのうち50の商品カテゴリで6,351商品の認定実績がある。相互認証協定が締結された2014年当時は10,000商品以上あったが、年々、エコロゴへの関心は減少傾向にあり、共通基準項目の合意を目指している複写機・プリンタなどの分野のエコロゴ CCD-035「Office Machines」認定基準における認定事業者も現在では3社のみとなっている。



エコロゴ CCD-035「Office Machines」認定基準は、ドイツ・ブルーエンジェル基準やエネルギースタープログラム基準を引用しているが、引用元のブルーエンジェルのバージョンが数世代前であり、日本のエコマーク基準と大きな違いがある。また、最終改定が2007年9月であり、その後メンテナンスされていない状況である。

近年、エコロゴの新しい動きとしては、エコロゴ規格(UL110 携帯電話)において、2017年にEPEAT(Electronic Products Environmental Assessment Tool)とUL110の共同認証を開始したことが挙げられるが、その後他分野への展開は確認されていない。また、ここ

数年、新たな基準開発はほとんど行われていない状況にあるが、UL106 照明については基準を策定中となっている。

また、UL では、グリーンビルディング認証に必要な様々な世界中の認証品のデータベース(SPOT : <https://spot.ul.com/>)を運営している。SPOT は、LEED や WELL、BREEAM 認証などの建物・敷地利用に関する認証制度をターゲットにした建材関連を中心とした UL が運営するデータベースである。利用料金は、掲載側、利用側ともに無料であり、データベース登録製品数 130,000 以上、ユニーク訪問者数 150,000 人以上にのぼるといふ(2020 年 1 月末現在)。SPOT への掲載製品は原則として認定製品に限っており、エコロゴや GREENGUARD、EPEAT、ENERGY STAR、アメリカ環境保護庁(EPA)の認定制度である SAFER CHOICE、アメリカのカーペット・ラグ協会(GRI)の認定制度 Green Label Plus などの認定製品が掲載されている。選択した製品に応じて各認証制度に基づいた計算方法により合計取得ポイントが自動算出される機能も有しており、SPOT の強みとなっている。

(1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況

(公財)日本環境協会では、2014 年度から UL と相互認証の協議を進めてきた。2014 年 9 月には、相互認証基本協定及び附属書として認証手順及び運用規則を締結している。

その後 2016 年 8 月(日本・東京)の協議において、相互認証の実施方式、画像機器の共通基準項目(エコロゴ: CCD-035「Office Machines」、日本エコマーク: No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1.2」)の設定、及び合意文書と取り交わし時期などについて具体的な議論が行われた。共通基準項目の設定においては、基準レベルに差があることから、エコマークからエコロゴへの一方通行を前提とした相互認証の実施を目指すこと、共通基準項目(Harmonized)は 11 項目とすることで、合意文書を取り交わすことで概ね合意していた。しかし、UL 側から一方通行を前提とした相互認証は受け入れられないとの結論が出され、また事業者からも早急な相互認証の活用を望む声がないこと、UL 基準を見直す予定がないことにより、協議は事実上停止している。今後、北米の政策やマーケットの状況を見極めたうえで、事業者のニーズが高まれば協議を再開することとしている。

8) ドイツ連邦共和国「ブルーエンジェル」

ブルーエンジェルは、1978 年に世界で初めて開始されたタイプ I 環境ラベルで、ドイツ連邦環境・自然保護・建設・原子力安全省(BMUB)が所有権を持ち、ドイツ連邦環境庁(UBA)、ドイツ品質保証・表示協会(RAL gGmbH)、環境ラベル審査会(Jury)の 3 機関が連携して運営している。2020 年 2 月時点で、約 120 の商品カテゴリ数に対して、約 12,000 の製品またはサービスが認定されている。そのうち、複写機・プリンタなどの画像機器の認定数が最も多く、この分野での日系事業者の取得実績も多い。



(1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況

相互認証の協議は、2013年11月に開始され、2014年11月にドイツ・ベルリンにて、BMUB、UBAならびにRAL gGmbHと相互認証基本協定を締結した。基準の共通化としては、ブルーエンジェル RAL-UZ171「印刷機能を持つオフィス機器(プリンタ、複写機、複合機)(以下、画像機器)」基準をもとに、2014年5月にエコマーク No.155「複写機・プリンタなどの画像機器」基準が制定され、それを受けて2014年5月、9月、及び2015年8月の協議を経て、2015年10月に認証手順及び運用規則を締結、「画像機器」の共通基準を策定し、相互認証の実務が開始された。

その後の協議状況としては、2016年にブルーエンジェル「画像機器」基準(RAL-UZ171)の見直し(全面改定)の検討が開始されたため、2016年6月と10月の「RAL-UZ171の改定に関する公聴会」(ドイツ・ベルリン)に(公財)日本環境協会の実務担当者も参加するとともに、併せて相互認証協議も実施した。新基準 RAL-UZ205(2018年以降は規格番号を DE-UZ205に改称)が2017年1月に制定され、これに整合を図る形でエコマーク No.155基準の部分改定が行われた。これを受けて、2017年12月に共通基準項目の再設定に向けた協議を行い、2018年10月に新しい共通基準のもとでの相互認証が開始された。

令和元年度(2019年度)については、DE-UZ205の有効期限が2020年12月31日までとなっていたが、2020年1月に1年延長され Version2 基準となった。現時点では相互認証において不都合な点は生じていないため、本年度は情報交換をするに留まっている。

(2) 日本・ドイツ間の相互認証の活用実績

相互認証の活用実績としては、日本のエコマーク認定を取得した機種について相互認証を活用してブルーエンジェルの認定を受けた機種が、2016年6月に初めて2機種誕生した。2019年1月までに相互認証用の「エコマーク認定確認書」を累計7機種に対して(公財)日本環境協会が発行し、そのうち累計3機種がブルーエンジェル RAL-UZ171の認定を受けている。また、日本の事業者が RAL-UZ171を取得した機種に関して、ドイツから相互認証を活用してエコマーク認定を受けた事例が2016年11月に1機種誕生した。他国の相互認証制度も含めて、相互認証制度を活用して日本エコマークを取得した初めての事例となり、日独双方で相互認証の有効性が確認された。DE-UZ205では2020年3月時点でまだ相互認証の活用事例が出ていないが、今後活用が進むものと思われる(2020年3月時点の相互認証の実績：日本 ドイツ：3機種、ドイツ 日本：1機種)。

(3) ブルーエンジェルの最新動向

ブルーエンジェル基準の制・改定は、ブルーエンジェルの独立した意思決定機関である環境ラベル審査会(Jury)で決定される。環境ラベル審査員は、2019年5月に改選時期を迎え、連邦環境庁長官から2021までの任期で新たに15名が任命された。

2019年12月のJury¹では、新基準としてDE-UZ 212「薪ストーブ」、DE-UZ 213「サーバー及びデータストレージ製品」、DE-UZ 214「気候変動に優しいコロナケーションデータセンター」及びDE-UZ 215「資源及びエネルギー効率の高いソフトウェア製品」が決定された。このほか、以下のとおり、多くの基準が改定された(改定基準は一部未公開)。

¹ <https://www.blauer-engel.de/de/artikel/neuigkeit/2019/ergebnisse-der-sitzung-der-jury-umweltzeichen-im-dezember-2019>

- 再生紙(DE-UZ 14a)
- 再生紙使用製品 (DE-UZ 14b)
- 印刷及び出版用用紙(DE-UZ 72)
- 掃除機(DE-UZ 188)
- シャンプー、シャワージェル、石鹸、その他のいわゆるすすぎ落とし(すすぎ可能)化粧品(DE-UZ 203)
- デジタルコードレス電話(DE-UZ 131)
- 断熱材と吊り天井(DE-UZ 132)

上記に加え、2019年2月以降に制・改定された基準を下表3-3-10.に示す。

表 3-3-10. ドイツ・ブルーエンジェルの基準策定/見直し一覧

基準番号	商品カテゴリ名		制定・改定	有効期限	状況
DE-UZ 12a	Emissions- und schadstoffarme Lacke	低エミッション及び低排出塗料	2019年	2023年	改定
DE-UZ 30a	Produkte aus Recycling-Kunststoffen	再生プラスチック製品	2019年	2022年	改定
DE-UZ 102	Emissionsarme Innenwandfarben	低エミッション内壁用塗料	2019年	2023年	改定
DE-UZ 113	Emissionsarme Bodenbelagsklebstoffe und andere Verlegewerkstoffe	低エミッションフローリング用接着剤及びその他のコーティング剤	2019年	2023年	改定
DE-UZ 123	Emissionsarme Dichtstoffe für den Innenraum	低エミッションインテリア用シーラント	2019年	2023年	改定
DE-UZ 131	Digitale Schnurlostelefone (neu)	デジタルコードレス電話(新規)	2020年	2023年	改定
DE-UZ 140	Wärmedämmverbundsysteme (Ausgabe Januar 2019)	断熱複合システム(2019年1月版)	2019年	2024年	改定
DE-UZ 156	Emissionsarme Verlegeunterlagen für Bodenbeläge	低エミッション床材用アンダーレイ	2019年	2022年	改定
DE-UZ 161	Energieeffizienter Rechenzentrumsbetrieb	エネルギー効率の高いデータセンター運用	2019年	2022年	改定
DE-UZ 175	Haartrockner	ドライヤー	2019年	2023年	改定
DE-UZ 211	Umweltfreundliche Staubsaugerbeutel	環境に優しい掃除機バッグ	2019年	2022年	新規
DE-UZ 212	Kaminöfen für Holz	薪ストーブ	2020年	2023年	新規
DE-UZ 213	Server und Datenspeicherprodukte	サーバー及びデータストレージ製品	2020年	2022年	新規
DE-UZ 214	Klimaschonende Colocation-Rechenzentren	気候変動に優しいコロケーションデータセンター	2020年	2023年	新規
DE-UZ 215	Ressourcen- und energieeffiziente Softwareprodukte	資源及びエネルギー効率の高いソフトウェア製品	2020年	2023年	新規

9) 香港「グリーンラベル」

香港のタイプ I 環境ラベルは、Green Council(GC)が運営する「香港・グリーンラベル」がある。香港・グリーンラベルでは、62 の商品カテゴリにおいて、104 商品(32 社)が認定を受けている(2020 年 1 月時点)。GC は香港・グリーンラベルの運営以外に、100 以上の企業等が参加する会員制度である HKGPC(Hong Kong Green Purchasing Charter)、Eco Expo Asia などの運営なども行っている。平成 25 年度の本業務によるニーズ調査では、香港・グリーンラベルの日系の複写機・プリンタの認定取得事業者は 2 社であり、公共調達や香港での販売に有利に働くためという理由で、相互認証を希望する声が寄せられていた。



(公財)日本環境協会では、2015 年 10 月に香港・グリーンラベルとの相互認証基本協定及び附属書として認証手順等の規則の合意書を締結している。当初、(公財)日本環境協会では、香港・グリーンラベル「GL-006-003 Copying Machines, Printers, Fax Machines and Multifunctional Devices」基準と「画像機器」の共通基準の策定に関する協議を進めることとしていたが、現時点において事実上協議は停止している。

理由としては、GL-006-003 基準は、省エネ基準は国際エネルギースタープログラム「画像機器」Ver1.0 基準及びブルーエンジェル RAL-UZ122 基準(それぞれ二世世代前の基準)をもとに策定されているために、エコマーク基準との共通部分が少ないこと、2020 年 2 月時点で、日系の複写機・プリンタ事業者による香港・グリーンラベル取得はなく、また活用ニーズもないことによる。

ただし、(公財)日本環境協会では、基本的な合意書の締結は完了しているため、今後相互認証のニーズが寄せられ、また実施による事業者のメリットが期待できる品目があれば速やかに協議を再開することとしている。

10) シンガポール共和国「グリーンラベル」

シンガポールのタイプ I 環境ラベルとしては、シンガポール環境協議会(SEC)が運営している「シンガポール・グリーンラベル」がある。51 の商品カテゴリにおいて、3,550 商品(800 社)が認定を受けている(2020 年 2 月時点)。現在、新たに策定中の基準は、業務用洗濯機、業務用食器洗浄機・高圧洗浄機であり、塗料と表面コーティング剤の基準を見直し作業中である。



平成 25 年度に本業務で実施した国内事業者向けのニーズ調査によれば、日本の複写機・プリンタ事業者によるシンガポール・グリーンラベルの認定取得は 5 社と多く、相互認証の要望も 4 社と少なくはない。取得理由としては、「現地法人からの要望がある」や「公共調達で環境ラベルの取得が義務付けられている」、「環境ラベルの取得がその国での販売において有利に働く」等の回答が得られている。

2014 年 4 月に相互認証の実施に向けたキックオフミーティング(Skype を用いたウェブ会議)、同年 8 月のウェブ会議を経たのち、2015 年 10 月に香港でエコマークとグリーンラベルとの相互認証基本協定及び附属書として認証手順等の規則の合意書を締結している。同協定書では相互認証の共通基準を設定する対象カテゴリとして、複写機、プリンタを取

り上げることに合意している。その後、グリーンラベルの担当者が複数回交代したため、事実上協議は停止している。しかし、一定の事業者ニーズはあるため、令和元年度(2019年度)は、「複写機・プリンタなどの画像機器」の合意書案の協議の再開に向けて準備を進めた。

AGREEMENT ON DIGITAL DUPLICATOR COMMON CERTIFICATION RULE OF ECOLABELLING BETWEEN CHINA AND JAPAN

China Environmental United Certification Center (CEC) and Japan Environment Association (JEA),

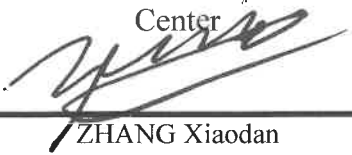
BASED ON the “Mutual Recognition Agreement Japan Eco Mark and China Environmental labelling” signed on 28th of April, 2011;

RECOGNIZING their mutual interest on promoting the distribution and sales of environmental friendly products in two countries and of the harmonization of bipartite ecolabelling criteria for such purpose, agree to pursue Common Certification Rule on Digital Duplicator as set forth below:

1. CEC and JEA agree on Common Certification Rule on Digital Duplicator specified in the Annex to this agreement.
2. The Agreed Digital Duplicator Common Certification Rule will be defined as “CJ-02-2019(A)” for Digital Duplicator.
3. This Agreement follows the certification procedure and the operation rule which CEC, JEA and Korean Environmental Industry and Technology Institute have agreed on the 4th of May 2012.
4. CEC and JEA agree to make efforts to increase the number of Common Certification Rules of Digital Duplicator as well as to achieve Common Core Criteria the bipartite apply in their domestic criteria.


This Agreement will come in effect on the date of signing. Each party hereto has signed this bipartite agreement in Suzhou on the 23rd of Oct 2019.

For and on behalf of
China Environmental
United Certification
Center



ZHANG Xiaodan
General Manager

For and on behalf of
Japan Environment
Association



FUJISAKI, Takashi
General Manger

ANNEX

Bipartite Common Certification Rule on Digital Duplicator

[CJ-02-2019(A)]

No	Element	Harmonized Items of Standard(*)		Remarks
		CEC	JEA	
1	Scope	Scope	Scope	Harmonized
2	3R Design	5.4.1 ~ 5.4.9	(1)	Harmonized
3	Requirements for plastic parts	5.5.1 5.5.2 5.5.6 5.5.8	(2) (3) (8)	Harmonized
4	Halogenated plastics etc.	5.5.3	(5) (23)	Harmonized
5	Flame retardants	5.5.4 5.5.7	(9) (23)	Harmonized
6	Plastic additives	5.5.5	(10)	Partially-Harmonized (except Cr6+)
7	Requirements for inks	5.6.1.1 5.6.1.3 5.6.1.4 5.6.1.5	(12) (15) (16)	Harmonized
8	Requirements for ink containers	5.6.2.1 5.6.2.2 5.6.2.3	(18) (19) (20)	Harmonized
9	Maintenance of the product	5.11.1	(28)	Harmonized
10	Packaging Materials	5.9.1 5.9.2	(31) (32)	Harmonized
11	Fluorocarbons	5.7	(36)	Harmonized
12	Related laws and regulations	4.4	(37)	Harmonized

(*) NOTE: Corresponding standard of each program as follows:

- CEC: HJ472-2009 “Digital Stencil Duplicator”
- JEA: No.133 “Digital Duplicator Version1”

AGREEMENT ON FURNITURE COMMON CERTIFICATION RULE OF ECOLABELLING AMONG CHINA, JAPAN AND KOREA

China Environmental United Certification Center (CEC), Japan Environment Association (JEA) and Korea Environmental Industry & Technology Institute (KEITI),

BASED ON the “Basic Agreement on Partial Mutual Recognition of Ecolabelling among China, Japan and Korea” signed on 16th of November, 2007;

RECOGNIZING their mutual interest in promoting the distribution and sales of environmental-friendly products in three countries and of the harmonization of tripartite ecolabelling criteria for such purpose, agree to pursue Common Certification Rule on **FURNITURE** as set forth below:

1. CEC, JEA and KEITI agree on Common Certification Rule on Furniture specified in the Annex to this agreement.
2. The Furniture Common Certification Rule will be defined as “CJK-11-2019(A)” for Furniture.
3. This Agreement follows the certification procedure and the operation rule which three parties have agreed on the 4th of May 2012.
4. CEC, JEA and KEITI agree to make efforts to increase the number of Common Certification Rules of Furniture as well as to achieve Common Core Criteria the tripartite apply in their domestic criteria.

This Agreement will come in effect on the date of signing. Each party hereto has signed this agreement in triplicate in Japan on the 22nd of November 2019.

For and on behalf of
China Environmental
United Certification
Center



ZHANG, Xiaodan
General Manager

For and on behalf of
Japan Environment
Association



YAMAGATA, Hidenori
Managing Director

For and on behalf of
Korea Environmental
Industry & Technology
Institute



Bae, Sang-Yong
Director General

ANNEX

Tripartite Common Certification Rule on Furniture [CJK-11-2019(A)]

No	Element	Harmonized Items of Standard(*)			Remarks
		CEC	JEA	KEITI	
1	Scope	Scope	Scope	Scope	Partially Harmonized As far as applying product is covered by bilateral criteria
2	Related laws and regulations	4.2	(10)	Common Criteria	Harmonized
3	Flame retardants	5.1.11.6	(12)	4.4.3.2 4.14.1	Partially Harmonized (PBB and PBDE)
Reference 1	Requirements for plastic parts	5.1.3.1	(8)	--	CJ-Harmonized
Reference 2	Requirements for leather	--	(22) b)	4.6.1 4.4 of clause 4	JK-Harmonized
Reference 3	Requirements for metal materials	--	(7)	4.12 b)	JK-Harmonized
Reference 4	Requirements for dyes	5.1.11.4	(21) c)	--	CJ-Harmonized
Reference 5	Flame retardants	--	(12)	4.4.3.2 4.14.1	JK-Partially Harmonized (SCCP and HBCD)

(*) NOTE: Corresponding standard of each program as follows:

- CEC: HJ2547-2016“Furniture”
- JEA: No.130“Furniture Version2”
- KEITI: EL172:2017“Furniture”